

令和 8 年度

業 務 概 要



【 松尾ダム ゲート開閉装置更新 】

高鍋土木事務所

目 次

1	管内の概要		1
2	業務の概要		
	(1) 道路業務		3
	(2) 河川・砂防業務		5
	(3) ダム業務		9
	(4) 管理業務		1 1

1 管内の概要

【管轄区域の面積・人口】

当事務所は児湯郡のうち、西米良村を除く高鍋町、新富町、木城町、川南町及び都農町の5町を管轄し、管内の総面積は443.48K㎡、人口は61,544人（令和8年4月1日宮崎県推計）で県全体に占める割合は面積で5.73%、人口では6.1%となっています。

【自然・風土等】

当地域は宮崎県の中央部に位置し、地形的には東側に日向灘を臨み、西側には尾鈴県立自然公園を有する山地、また中央には1級河川小丸川が日向灘に注ぐ海・山・川といった自然豊かな環境に恵まれた地域です。豊かな自然の中では農・畜・水産業が盛んで、農業産出額は県内有数の出荷額を誇っています。

また管内には、秋月藩にちなむ舞鶴城址（高鍋町）、樹齢300年以上を越す座論梅（新富町）、作家武者小路実篤ゆかりの日向新しき村（木城町）、尾鈴瀑布群（都農町）、川南湿原（川南町）など見逃せない観光・レクリエーションスポットを有しています。中でも、高鍋湿原は、日本で一番小さなトンボ「はっちょうトンボ」の生息地として有名です。

【道路交通網】

当管内は、県北、県央、県南を結ぶ道路交通網の要衝の地域にあり、国道10号及び東九州自動車道が縦走しております。

当事務所では、国道等を補完し、管内の交通ネットワークを形成する主要地方道6路線、一般県道15路線のうち整備の必要な路線について順次整備しているところです。

このうち、住民の日常生活はもとより、津波被害により沿岸部の道路が寸断された場合に代替道路として期待される東郷西都線や、小中学生の通学路として利用されている尾鈴川南停車場線・高鍋美々津線などの歩道未整備箇所について重点的に整備しており、既に整備の完了した高鍋・都農の各インター線やアクセス道路と合わせ、児湯地区の産業、経済、文化の活性化に大きく寄与することが期待されています。

【河川・砂防・ダム・災害】

管理する河川は、一級河川小丸川水系 11 河川、二級河川一ツ瀬川外 4 水系 19 河川を有し、また、山間部は脆弱な地質条件により土砂災害等の危険性が高く、砂防指定地は 70 箇所、急傾斜地崩壊危険区域は 41 箇所を指定し、管理しています。

近年の水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えるために、河川管理者のみだけでなく、流域におけるあらゆる関係者が協働し流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換が必要となり、令和 3 年度に「西都・児湯地区流域治水プロジェクト」を公表し、事業を展開しています。

当管内においても河川事業では、浸水対策等としての河川改修事業、河道掘削、水害リスク情報空白域の解消を目的とした浸水想定区域図作成等を、砂防事業では、土砂災害防止対策としての砂防、急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害防止法に基づく基礎調査、砂防・急傾斜施設の長寿命化計画策定、土砂・洪水氾濫地域の抽出等を計画的に実施しており、住民の生命・財産を守るためハード対策とソフト対策を一体的に進めています。

また、大雨による洪水対策として管理するダムの運営には細心の注意を払って的確な対応に努めています。

そのほか、令和 7 年度は台風 15 号に伴う豪雨(9 月)等により、県管理施設の道路で 6 箇所（新富町 1、木城町 3・川南町 1・日向市 1、約 202 百万円）、河川で 2 箇所（都農町 2、約 57 百万円）の土木施設等の被害が発生しており、早急な復旧に努めています。

2 業務の概要

(1) 道路業務

①南海トラフ震災関連等の支援道路の整備

本県の重要課題として取り組まれている東九州自動車道の整備にあわせ高鍋インター線及び都農インター線及び主要幹線道路での整備を重点的に進めてきました。

今後、新富スマートインターチェンジの着手に併せ、隣接市町村とを結ぶ主要な県道の整備や南海トラフ震災関連の支援道路等についても、鋭意取り組んでいきます。

◆整備の例



(都農インター)



(高鍋美々津線 東都農工区)

②緊急輸送道路の整備

児湯地域と西都や県北入郷地域とをつなぎ、災害時の救急・救命活動をささえる緊急輸送道路の整備を進めています。



(東郷西都線 松尾ダム工区 施工中)

参考：道路改良工事箇所（全体）

路線名	工区名	町名
東郷西都線	松尾	木城町
	松尾ダム	
	鹿遊	
川床日向新富停車場線	平伊倉	新富町
宮崎高鍋線	新田新町	新富町

③快適でゆとりある都市環境の整備(街路事業)

健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、地域の個性を生かしながら高鍋町市街地において、都市計画道路の町小丸線(杉安高鍋線)の整備に取り組んでいます。

◆整備の例



改良



④安全・快適な交通環境の整備

高齢化の進展や障害者の自立と社会参加の意識の高まりにより、誰もが安全で安心して通行できる道路交通環境の整備は緊急の課題です。これらを踏まえ、より良い歩行空間を提供するため、尾鈴川南停車場線や高鍋美々津線などの歩道整備等に取り組んでいます。

◆歩行空間の確保 整備例 (杉安高鍋線)



改修



⑤道路の修繕維持

近年の交通量の増加や車両の大型化等に伴い、道路の維持補修は増加しています。このため、路面及び側溝の清掃や舗装の補修を行い、安全で快適な交通の確保に努めています。

⑥沿道の修景

「美しい宮崎づくり」の推進に向けて、国道10号の沿道修景植栽地区や県道にある植栽帯の改良、維持・管理を行っています。



(2) 河川・砂防業務

①河川改修事業

大雨などによる出水時に河川の氾濫を防止し、住民の生命・財産を守るため、河幅を広げたり堤防や護岸を整備し治水安全度の向上を図ります。

また、小丸川水系及び一ツ瀬川水系の各河川において、治水機能維持のため河道内の樹木伐採、土砂掘削工事を進めています。

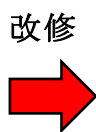
なお、整備にあたっては、河川環境に配慮して工事を進めています。



出水時の状況（宮田川）



(改修前)

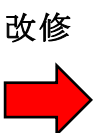


(完成)

宮田川河川改修事業



(改修前)



(完成)

一ツ瀬川河川改修事業



(着手前)

掘削



(完成)

水際線に凹凸設けることで小魚等の生息場所を形成

切原川における河道掘削、樹木伐採の状況

○一ツ瀬川

河口から一ツ瀬橋まで間の用地買収を進め、下流から2.5kmの高潮対策区間の堤防補強（嵩上げ）工事等を行います。

○宮田川

事業用地取得を進め、改修事業の早期完成を目指します。

○鬼付女川

事業用地取得を進め、河川改修事業の早期完成を目指します。

○猿ヶ瀬川

一ツ瀬橋上流左岸の放水路から麓橋までの区間のうち、上流区間の橋梁工事や護岸工事等を行います。

○切原川等

木城町大字高城付近等において河川環境に配慮した河道内の樹木伐採、土砂掘削を行います。

②砂防・急傾斜地崩壊対策事業

土石流やがけ崩れによる土砂災害から県民の生命、財産を守るため、砂防ダムや急傾斜地崩壊防止施設の整備を進めます。



急傾斜事業 城山－２地区（木城町）
（令和７年度事業完了）

○砂防事業：心見川水系 丸溝川

都農町川北の黒萩丸溝地区において、砂防施設の測量・調査・設計を進めます。

○砂防事業：小丸川水系 松本川

高鍋町上江の松本地区において、用地補償等を進めます。

○砂防事業：心見川水系 釜谷川

都農町川北の平山地区において、堰堤設置のための掘削工事等を行います。

○砂防事業：一ツ瀬川水系 奥南川

新富町三納代の奥地区において、用地補償を行います。

○基礎調査事業：管内一円

現地調査等を行なった上で、土砂災害の危険度に応じて土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に分けて区域の設定を行います。

③土砂災害防止知識の普及

毎年6月を「土砂災害防止月間」と定め、各市町村と連携して、土砂災害に関する防災知識の普及を図るため、地域住民の方を対象に土砂災害防止講座、児童を対象に土砂災害防止教室を行っています。



土砂災害防止教室

④水辺のモニター

河川環境が1年間を通じてどう変化しているのか等について、地域の方々と一緒に調査を実施し、今後の川づくりに反映させております。

＜モニター実施箇所＞

宮田川（奥の下橋～鐘塚橋間）

塩田川（七反田橋～高月橋間）



モニター活動状況



⑤土木の日

毎年11月18日前後に「土木の日」イベントとして様々な取組を行っています。小学生を対象とした出前講座及び建設機械や測量機器等の各種ふれあい体験を建設業協会等の関係団体と協働して実施し、花の苗植えなど、各種PR活動も併せて実施しております。



土木の日・出前講座

(3) ダム業務

①松尾ダムの概要

松尾ダムは、小丸川総合開発事業（治水、灌漑、発電）として、渡川ダムと共に建設された「多目的ダム」で、昭和15年に着工し、戦争での工事中止など多くの困難を克服し、昭和26年7月に完成しました。

以来、75年が経過し、県管理ダムでは最古のダムとなっています。

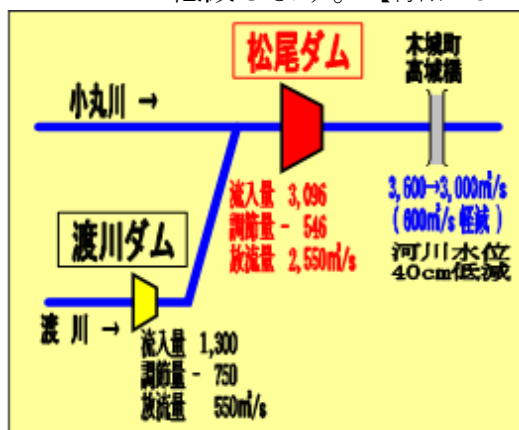
なお、平成30年度に松尾ダム長寿命化計画を策定し施設の維持管理や設備の更新等の対策を実施することとし、ダム施設の安全性及び機能を長期にわたって保持するために、トータルコストの縮減や平準化を考慮して計画的にダムの維持管理を行っています。

堤 高	68.00m	集水面積	304.1km ²
堤 頂 長	165.48m	総貯水容量	45,202千m ³
堤 体 積	168.20千m ³	治水容量	10,842千m ³

②松尾ダムの役割

【治水】

松尾ダム地点で最大546m³/sの洪水調節を行う計画で、下流の高城橋地点で、流量の600m³/sを軽減（松尾・渡川ダム）、河川の水位を約40cm低減します。【特徴として、多くの水門(10門)を有しています】



(参考) 平成17年の台風14号では過去最大の放流量を記録しました。

	計 画	台風14号 実績
流域平均総雨量	744mm	1,330mm
最大流入量	3,096m ³ /s	4,315.5m ³ /s
最大流入時放流量	2,550m ³ /s	4,177.5m ³ /s
最高貯水位	205.78m	207.14m

【灌漑】

流域の高鍋町、川南町、木城町 1,952.5ha に灌漑用水として、ダム地点から 6.54 m³/s の補給を行います。

【発電】

石河内第一発電所（宮崎県企業局）では、最大 36 m³/s の使用水量で

22,200kw の発電を行います。

③濁水の長期化対策

ダムの上流域においては、近年の台風に起因した山腹崩壊のため、大雨による濁水が発生しやすい状況であり、濁水がダム貯水池に多量に流れ込むと、貯留水が清水になるまでに時間を要し、その間、下流域での流水の「濁水の長期化」が懸念されます。

濁水発生時には、日常的に濁水分布状況を把握し、適宜、関係機関への情報提供を行うとともに、濁水の長期化を軽減するため、宮崎県企業局と発電運用等の連携を図りながら、ダム貯水池の濁水の早期排除に努めます。

様式2

小丸川の濁度情報

令和7年5月12日(月)

情報整理：高鍋土木事務所

ダム名	松尾ダム	渡川ダム
第○回放水	79 mm	80 mm
総雨量	145.10 m3/s	60.75 m3/s
最大流入量	36.00 m3/s	7.00 m3/s
最大放流量	—	—
取水停止日時	—	—

16:00	流入量	5.4 m3/s
	全放流量	13.2 m3/s
	濁度	87.3 度
	発電水量	13.2 m3/s

※放流していません

〔ダム管理〕
日向土木事務所
ダム担当 高鍋土木事務所
技術調整担当 高鍋土木事務所
☎0985-26-9769

16:00	流入量	25.6 m3/s
	全放流量	36.7 m3/s
	濁度	42.9 度
	発電水量	36.7 m3/s

※放流していません

〔ダム管理〕
日向土木事務所
ダム担当 高鍋土木事務所
技術調整担当 高鍋土木事務所
☎0983-23-0034

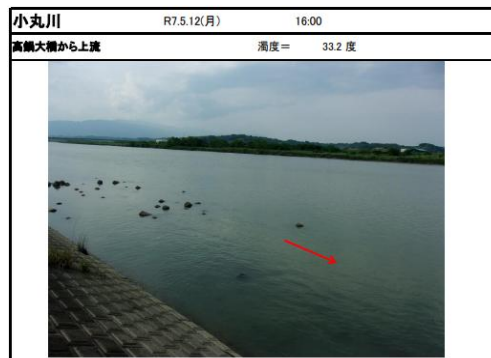
高城橋	濁度	45.1 度
高鍋大橋	濁度	33.2 度

〔小丸川の濁水について〕
・小丸川の濁度について、お知らせいたします。

※ ダムの濁度は発電所設置の濁度計により計測しており、計測範囲が0～20.0度となっています。

※ 高城橋及び高鍋大橋の濁度は、高鍋土木職員が手動計測機により測定している値です。

※ この濁度情報は、松尾ダムの濁度が20度を超えた時から20度以下に低下するまで週1回を目安に提供します。



(4) 管理業務

1) 道路の管理

①道路占用許可等

道路区域内で下記の行為を行う場合は、道路管理者の許可等が必要です。事前に土木事務所管理担当にご相談ください。

- ・道路占用許可（道路法第32条）

道路区域として定まった区域内で工作物、物件又は施設等を継続して使用する場合

- ・道路承認工事（道路法第24条）
- ・特殊車両の通行許可（道路法第47条の2）
- ・廃道敷地の払い下げ

②道路の交通規制

道路工事や災害等により道路利用者の安全が確保できない場合などに通行の制限を行います。（道路法第46条）

通行制限の実施状況については、「宮崎県道路規制情報」サイトにより情報提供しております。



③道路パトロール

管内全線のパトロールを月1回程度行うほか、連休・お盆前・正月前には、高鍋警察署や高鍋地区建設業協会と合同で夜間パトロールを実施しています。

④道路環境整備

- ・クリーンロードみやざき推進事業

県が管理する道路において、地域住民が行う道路美化活動及び道路草刈り活動について、花の苗の提供等を行っています。

- ・道路愛護デーにおける清掃活動

8月5日（火）、高鍋地区建設業協会、日本造園建設業協会等とともに高鍋町内の県道において、ゴミ拾い、草抜き等の清掃作業を行いました。



（写真：平田郷を愛する会）

2) 河川の管理

①河川占用許可等

河川区域内で下記の行為を行う場合は、河川管理者の許可が必要です。事前に土木事務所管理担当にご相談ください。

- ・河川の土地を使用する場合（河川法 24 条）
- ・工作物を新築・改築・除却する場合（河川法 26 条）
- ・河川内土地の盛土・切土等の形状変更を行う場合（河川法 27 条）
- ・竹木の植栽・伐採を行う場合（河川法 27 条）

②河川パートナーシップ事業

県が管理する河川の草刈作業を実施していただく団体（地区の住民等）に対して、面積に応じて報奨金を交付する制度です。（事業の対象とならない場所もありますので、土木事務所管理担当にご相談ください。）

（令和 7 年度実施団体）

- ・猿ヶ瀬友の会（猿ヶ瀬川）
- ・福島地区自治会（一ツ瀬川）
- ・高鍋農業高校同窓会木城支部（切原川）
- ・塩田川を守る会（塩田川）
- ・都農川を守る会（都農川）

など 40 団体



（写真：鬼付女地区自治会）

③河川巡視

県が管理する河川において、河川の適正な利用、災害の未然防止、環境保全などについて、河川が正常に機能しているかチェックするため、平日河川巡視員による巡視を行っています。

3) 屋外広告物の許可等

屋外にある広告板、看板、立看板、はり札、はり紙などの屋外広告に係る相談対応、許可、巡視員による点検・指導等を行っています。

4) 海岸の管理

海岸法改正により、平成 12 年度から海岸保全区域のみの管理（海岸保全施設の設置及び管理）に加え、一般公共海岸の管理も県が行っています。

県の管理区域において、工作物等の設置、土石の採取、土地の掘削等を行う場合は許可が必要です。